

林業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

林業技術センター条例の一部を改正する条例

林業技術センター条例（平成5年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	種別	単位	手数料	区分	種別	単位	手数料
木材の材質試験	比重	[略]	<u>2,010円</u>	木材の材質試験	比重	[略]	<u>2,040円</u>
	含水率（全乾重量法）	[略]	<u>1,620円</u>		含水率（全乾重量法）	[略]	<u>1,630円</u>
	[略]				[略]		
	吸湿量	[略]	<u>2,650円</u>		吸湿量	[略]	<u>2,690円</u>
	[略]				[略]		
[略]			[略]				
集成材の接着性能試験	せん断	[略]	<u>3,580円</u>	集成材の接着性能試験	せん断	[略]	<u>3,600円</u>
	煮沸はく離	[略]	<u>3,750円</u>		煮沸はく離	[略]	<u>3,810円</u>
[略]			[略]				
木材の保存性能試験	耐候性能	[略]	<u>6,770円</u>	木材の保存性能試験	耐候性能	[略]	<u>6,860円</u>
	[略]				[略]		
構造体の強度試験	[略]		<u>39,200円</u>	構造体の強度試験	[略]		<u>39,670円</u>
[略]				[略]			
きのこ菌糸検定	[略]		<u>18,560円</u>	きのこ菌糸検定	[略]		<u>18,840円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。